

不適正保管及び路上放棄車両等の現状と対応について

三重県環境森林部
 廃棄物対策室
 ごみゼロ推進室
 平成22年10月20日

1 自動車リサイクル法の施行状況

(1) 登録・許可状況

平成21年度末の三重県の登録・許可業者数は表1のとおり1,894となっている。内訳として引取業者1,382、フロン類回収業者324、解体業者158、破砕業者（破砕前処理工程のみ）30となっている。いずれも前年度より減少しており、特に引取業者の減少が顕著である。

その主な理由として、自動車を引き取る際に使用済自動車として扱うケースが少なく、中古車として引き取るケースがほとんどであったため、引取業の登録は必要ないと判断し更新時に届出をしなかった引取業者が多かった。

なお、県内における引取報告件数は表2のとおりとなっている。

表1 登録・許可数

単位：件

	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
引取業者	1,912	1,924	1,902	1,917	1,382
フロン類回収業者	382	386	354	370	324
解体業者	167	165	164	165	158
破砕業者(破砕前 処理工程のみ)	38	36	35	33	30
計	2,499	2,511	2,455	2,485	1,894

※平成20年度からは保健所設置市に移行した四日市市分を含む数としている。

表2 引取報告件数

単位：千件

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
引取工程	46	65	65	62	68
フロン類回収工程	36	48	48	48	58
解体工程	48	73	74	69	78
破砕工程	40	63	63	59	64
計	170	250	250	238	268

2 不適正保管事案への対応

(1) 指導状況

三重県では、自動車リサイクル法（以下「法」という。）の円滑な施行を図る目的で嘱託職員（資源循環専門員）を各地域事務所に配置し、原則として解体業者と破砕業者は1年に1回、引取業者とフロン類回収業者は3年に1回のペースで立入調査を行っている。

平成21年度には、法第19条に基づく指導・助言を124件行っているが、勧告、命令、および取消等の行政処分は行っていない。

なお、指導・助言の内容については、解体業者における使用済自動車の保管に関するものが多く、特に正規の保管場所以外で保管している事例が目立った。

表3 指導・助言の内容（平成21年度）

- ・解体業者に対する使用済自動車の保管に関する指導・・・・・・・・・・48件
- ・解体業者に対する解体作業場に関する指導・・・・・・・・・・18件
- ・フロン類回収業者に対するフロン類年次報告に関する指導・・・・26件
- ・引渡遅延が発生している等の遅延移動報告に関する指導・・・・17件
- ・変更届が提出されていない等の届出に関する指導・・・・・・・・・・15件

(2) 不適正保管等の現状

平成21年度末現在の三重県における使用済自動車の不適正保管台数は、前年度より53台減の161台となっており、法施行以降、不適正保管台数は確実に減少している。

また、過去に離島で発生した不法投棄事案については、当該市による指導や、離島対策等支援事業を活用することで撤去が完了しており、現在、離島では確認されていない。

表4 不適正保管台数

単位：台

	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
不適正保管台数	1,425	877	385	214	161

(3) 不適正保管現場における対応状況

三重県では、不適正保管現場における対応として、まず車台番号から電子マニフェスト制度を活用し、引取実施報告の有無を確認することにより、使用済自動車か中古車かを判断している。

引取実施報告がない場合には、当該車両に関する車検証等の書類を確認することとし、書類が整備されている場合であっても、保管状況や、三重県生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）の自動車廃物認定基準を参考に、使用済自動車か中古車かを総合的に判断して指導を行っている。

指導事例①

引取業を兼ねる解体業者が、許可に係る使用済自動車の保管場所として届出されていない市街地から離れた山林の一画に、100台以上の自動車を3段を超える基準に適合しない状態で保管しているのを、平成17年の立入調査において発見した。

当該解体業者は、当該自動車を法施行前に中古車として購入したものであり、引取実施報告は必要ないと主張していた。しかし、車検証等の書類がなく容易に中古新規登録ができない自動車であったことから、使用済自動車として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく適正な保管と併せて、リサイクル料金の預託、移動報告の実施、および解体を進めることなどの法に基づく処理を進めるように指導を行った。当該事業者も理解し当該年度から撤去を進めており、その状況については毎年確認を行っている。

指導事例②

引取業を兼ねる解体業者が、許可に係る使用済自動車の保管場所として届出されていない事業所内の一画に、数台の使用済自動車と思われる自動車を保管しているのを、平成22年の立入調査において発見した。

当該自動車はオートオークションで購入したものや、中古車として引き取ったもので、車検証等の書類も整っている状態であったが、車体の破損が著しく、エンジンルームが大破しているものもあった。

そのため条例の自動車廃物認定基準を参考に、使用済自動車であると判断し、所定の場所に保管し、法に基づく処理を進めるように指導を行った。

しかし、当該保管車両は整備可能であり、中古車として販売する予定であると事業者が主張しており、現在においても処理が進まない状況にある。

3 路上放棄車両等への対応状況

(1) 放置自動車対策条例の制定状況

道路、河川敷等における放置自動車について、条例施行前は道路法等の個別法令に基づき管理者が撤去してきたが、所有者不明等の理由により撤去が進まない状況にあった。

このことから、県が所有し、又は管理する土地において放置されている自動車を撤去するため、条例に放置自動車の撤去に至る判断基準や手続を盛り込み、平成13年10月1日に施行した。

県内の市町においても、平成22年4月現在で、全29市町のうち、15市町において、同様の放置自動車対策条例等が制定されている。

(2) 県所有地等における放置自動車の撤去状況

県が所有し、又は管理する土地において放置されている自動車の撤去状況は次のとおり。

表5 放置自動車撤去台数

年度	年度当初 台数	新規 確認 台数	撤去台数			
			自主 撤去 台数	県撤去 台数 (条例)	県撤去 台数 (その他)	計
14	274	188	85	25	31	141
15	321	206	113	54	20	187
16	340	50	126	43	2	171
17	219	198	234	52	2	288
18	129	125	104	27	0	131
19	123	47	87	12	1	100
20	70	23	52	2	0	54
21	39	27	25	3	1	29
22	37					

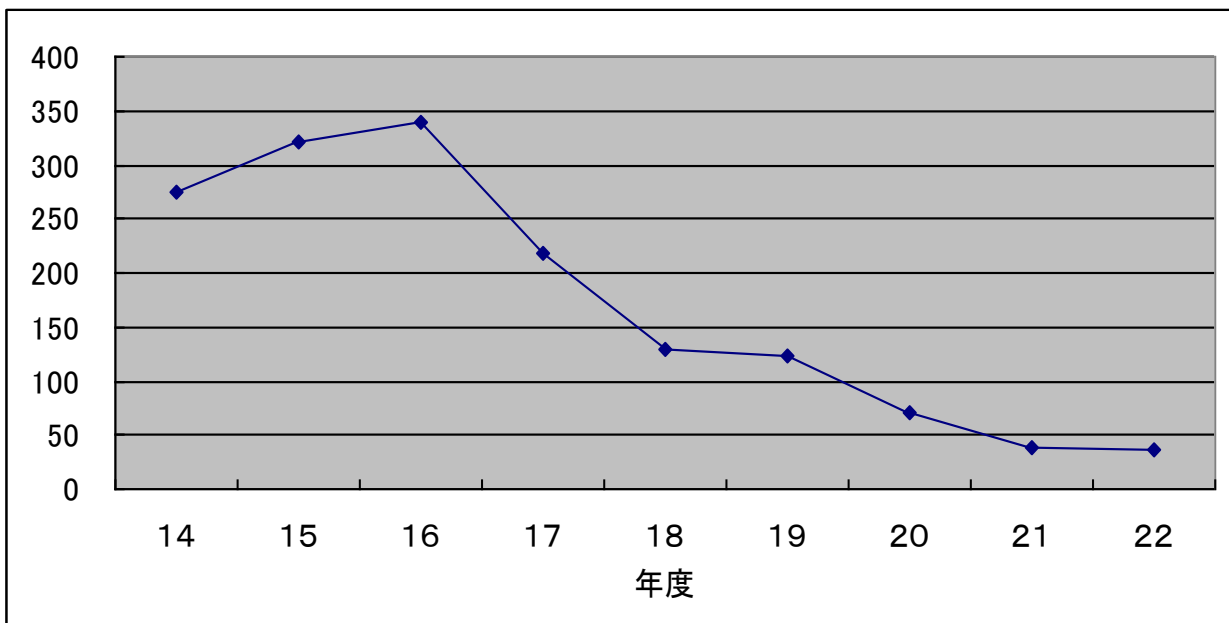
<条例> 三重県生活環境の保全に関する条例（第4章第2節）

<凡例>

- ・年度当初台数 : 既に放置自動車であることを確認し、整理簿に記載している台数。
- ・新規確認台数 : (期間内に)新たに放置自動車であることを確認し、整理簿に記載した台数。
- ・自主撤去台数 : (期間内に)所有者等が自主的に撤去した台数。撤去に係る県費負担はなし。
- ・県撤去台数(条例) : (期間内に)県が条例に基づき(県費負担をもって)撤去した台数。
- ・県撤去台数(その他) : (期間内に)県が条例によらず、別途廃棄物として(県費負担をもって)撤去した台数。

※ 条例施行時点(平成13年10月1日)の確認済台数は 333 台。

図1 放置自動車年度当初台数



(3) 条例における放置自動車の撤去に至る手続き

詳細は参考2のとおりであるが、概略は次のとおり。

- ① 調査するとともに警告書を貼付する。
 - ・管轄警察署への協力依頼
 - ・(社)日本自動車連盟への施錠解除作業への協力要請
 - ・運輸支局等への登録事項調査
- ② 所有者等が判明したときは、撤去勧告等を行う。
- ③ 所有者等が判明しない場合において、条例の条件に該当するときは廃物と認定する。
- ④ 廃物であるかの判断が困難な場合は、自動車廃物認定委員会に聴く。

表6 自動車廃物認定委員会の構成

専門分野	人数	所属等
自動車の構造等	4人	自動車関係業界・団体の役員等
法律	2人	大学教員（法律学専攻）、弁護士
（一般的な観点からの）民意の反映	2人	消費者団体連絡協議会、自治会連合会

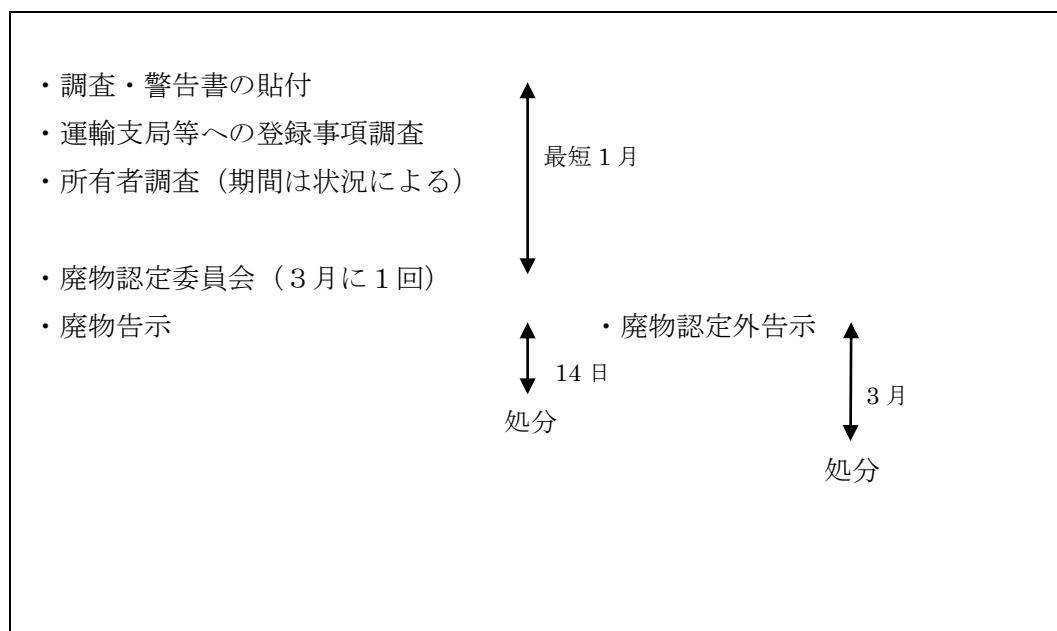
⑤ 処分

- ・ 廃物としての告示から 14 日経過後の処分
 - ・ 廃物と認定することが困難で所有者等が判明しない場合においては、告示から 3 月経過後の処分
- なお、県が処分した後、所有者が判明した事例はない。

(4) 条例における手続きの所要期間

放置自動車の状況および廃物認定委員会の開催時期にもよるが、最短で 2 ヶ月（廃物認定外所有者不明時は最短で 5 ヶ月）で処理できる。しかし、所有者調査の状況によって、所要期間は変わる。特に所有者が死亡等している場合は、相続人の調査を行い、当該相続人に対して撤去等もしくは相続放棄を要請することになり、所要の期間がかかる。また、所有者等が判明した場合は当該所有者等に撤去を要請し、県は撤去をしない。

図2 条例における手続きの所要時間



(5) 条例における廃物認定の判断

放置自動車の所有者等が判明しない場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物（放置自動車が自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物として認められるものをいう。）と認定することができる。

- ①道路運送車両法第 11 条の規定により取り付けられた自動車登録番号標が滅失していること
- ②警告書をはり付けた日の翌日から 1 月以上経過していること
- ③自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていること

※実際の判断においては、**参考 3** のとおり放置自動車整理簿「自動車廃物認定基準」により、自動車の走行に必要な装置の破損状況を点数化し判断している。